

表 1 2 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況（部局別）

平成29年3月31日現在

	常時50人以上の職員を使用する事業場			常時50人未満の職員を使用する事業場		
	(注) 事業場	検査を実施した事業場	検査実施事業場率 (%)	事業場	検査を実施した事業場	検査実施事業場率 (%)
知事及び市区町村長	4,074	4,027	98.8	26,987	24,908	92.2
都道府県・指定都市	1,740	1,740	100.0	5,957	5,957	100.0
市区町村等	2,334	2,287	97.9	21,030	18,951	90.1
教育委員会	4,672	4,658	99.7	40,325	33,955	84.2
都道府県・指定都市	3,776	3,776	100.0	6,143	5,992	97.5
市区町村等	896	882	98.4	34,182	27,963	81.8
警察	1,337	1,337	100.0	345	345	100.0
都道府県・指定都市	1,337	1,337	100.0	345	345	100.0
消防	870	857	98.5	2,915	2,319	79.5
都道府県・指定都市	304	304	100.0	242	242	100.0
市区町村等	566	553	97.7	2,673	2,077	77.7
公営企業	1,092	1,080	98.9	2,003	1,761	87.9
都道府県・指定都市	444	444	100.0	558	558	100.0
市区町村等	648	636	98.1	1,445	1,203	83.2
合計	12,045	11,959	99.2	72,575	63,288	87.2

(注) 労働安全衛生規則においてストレスチェック検査は1年以内ごとに1回、定期に検査を行わなければならないとされているため、同検査実施後に設置された事業場は除いている。